



環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年2月6日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき、川崎市新本庁舎整備事業に係る事後調査報告書（工事中）の写し（以下「事後調査報告書」）の縦覧を次のとおり行います。

※「事後調査報告書」とは、事後調査実施者が、条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査及び検証結果、対策を講じた場合はその対策内容等を記載したもので

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	名称：川崎市 代表者：川崎市長 福田 紀彦 住所：川崎市川崎区宮本町1番地
	名称	川崎市新本庁舎整備事業
	種類	高層建築物の新設（第1種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	実施区域	川崎市川崎区宮本町1番地ほか
	目的	新本庁舎の整備
	内容	建物高さ：塔屋等を含む最高高さ約116m 延床面積：約63,200m ²
	事後調査の項目等	産業廃棄物（石綿）
	環境影響評価の手続経過	平成28年3月17日：環境配慮計画書公告 平成28年5月18日：環境配慮計画見解書公告 平成28年7月19日：環境配慮計画審査書公告 平成29年4月7日：指定開発行為実施届出 平成29年4月14日：条例環境影響評価方法書公告 平成29年8月9日：条例環境影響評価方法審査書公告 平成30年1月26日：条例環境影響評価準備書公告 平成30年4月2日：条例見解書公告 平成30年6月21日：条例環境影響評価審査書公告 平成30年7月31日：条例環境影響評価書公告
	縦覧期間	令和7年2月6日（木）～令和7年3月7日（金）
	縦覧場所及び時間	■川崎区役所（12階） 午前8時30分から午後5時まで。土曜、日曜、祝日は除く。 ■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜、日曜、祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日（2月6日）は午前10時から行います。
縦覧のお知らせ	意見書の提出	縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、縦覧期間中に、市長に対し、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから事後調査報告書の閲覧、意見書の提出ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	意見書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Email：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、FAX、メール等では受け付けておりませんので御注意ください。